

【令和5年第1回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和5年3月17日 文教委員長 平山 浩二

○「議案第72号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* インクルーシブ保育実施の判断について

インクルーシブ保育の実施については、それぞれの施設が判断する。

\* 職員の資格保有の必要性について

保育所では保育士免許、児童発達支援センター等では専門の資格を有する職員を配置する必要がある。

\* インクルーシブ保育実施による職員の配置基準への影響について

インクルーシブ保育の実施は、児童の保育に支障がない場合に限定されているため、職員数が配置基準を下回ることはないと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第73号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 幼保連携型認定こども園及び他の社会福祉施設の職員の資格について

インクルーシブ保育に携わる保育士は有資格者を配置しなければならないとの国の規定があることから、幼保連携型認定こども園及び他の社会福祉施設の職員については有資格者を配置する予定である。

\* 看護師配置基準の変更に関する考え方について

現在は満1歳未満の園児を4人以上入園させている施設に対し看護師の配置を可能としているが、育児休業を長期間取得する保護者が増加したことから、看護師の配置条件を満たせない施設が多数存在する状況となっていた。このため、看護師の継続雇用の観点から本条件を撤廃し、保育所と同様の条件で幼保連携型認定こども園へ看護師の配置を行っていく。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第74号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決